

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年5月19日（令和8年（行情）諮問第670号）

答申日：令和8年7月15日（令和8年度（行情）答申第381号）

事件名：自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間に作成された文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる26文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和8年2月10日付け防官文第3165号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）ないし（7）（略）

（8）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和8年2月10日付け防官文第3165号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

3 審査請求人の主張について

（1）（略）

（2）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本

件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和8年5月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、防衛省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全ての開示を求めるものであるところ、本件請求文書に係る開示請求書には「2025. 7. 14一本本B581で特定された後に作成された文書」と記載されていることから、防衛省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち、請求受付番号が「2025. 7. 14一本本B581」の別件開示請求の受付日の翌日である令和7年7月15日から本件請求文書の開示請求受付日である同年12月15日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち2025. 7. 14－本本B581で特定された後に作成された文書の全て。

2 本件対象文書

文書1 令和8年度の税制改正要望について 令和7年11月 防衛省

文書2 令和8年度予算概算要求に向けた官公需関連の対応状況及び公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに係る検討状況 令和7年8月 防衛省

文書3 防衛力抜本的強化の進捗と予算 令和8年度概算要求の概要（横：抜粋版）

文書4 防衛力抜本的強化の進捗と予算 令和8年度概算要求の概要（縦：全体版）

文書5 総合経済対策に関する重点事項（国防関係）（案）

文書6 令和7年度補正予算案の概要 令和7年11月 防衛省

文書7 安全保障関連経費の対GDP比

文書8 潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の最終報告（概要）、関係者の処分及び再発防止策について 令和7年8月 防衛省

文書9 特別防衛監察の結果について 令和7年7月30日 防衛省防衛監察本部

文書10 特別防衛監察の結果について（概要） 令和7年7月30日 防衛監察本部

文書11 （お知らせ）防衛関連企業に対する追加の自社点検結果について 令和7年7月30日 防衛省

文書12 （お知らせ）潜水艦修理契約事案の懲戒処分等について 令和7年7月30日 防衛省

文書13 「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書による提言（2025. 9. 19）の概要

文書14 「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書 令和7年9月19日

文書15 国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画（主要なポイント） 2025年11月 国家安全保障局 防衛省

文書16 日米防衛相会談等の概要 令和7年11月 防衛省

文書17 「日韓防衛相会談及び日比防衛相会談（結果概要）令和7年10月 防衛省」及び「日豪防衛相会談及び日豪外務・防衛閣僚協議（日豪「2+2」）（結果概要）令和7年10月 防衛省」

- 文書18 11月7日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について 令和7年
11月20日 防衛省
- 文書19 宇宙領域防衛指針 令和7年7月 防衛省
- 文書20 宇宙領域防衛指針概要 令和7年7月 防衛省
- 文書21 宇宙領域防衛指針の策定について
- 文書22 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）及び日ASEAN
防衛担当大臣会合等について 2025.11.6 防衛省
- 文書23 防衛省次世代情報通信戦略 令和7年7月 防衛省
- 文書24 防衛省次世代情報通信戦略（概要）
- 文書25 防衛省次世代情報通信戦略について 令和7年8月 防衛省
- 文書26 中国軍機による自衛隊機へのレーダー照射について 令和7年
(2025年)12月 防衛省 外務省